

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第 19 条の 5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第 7 条の 3、第 14 条の 3（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定による命令に違反した者

第 12 条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

第 14 条 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

第6条 法第12条第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第1号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。
- ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- 二 産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、次によること。
 - イ 第3条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロの規定の例によること。
 - ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 第3条第1号リの規定の例によること。

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
 - リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - (2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
 - (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。